

福島県「県民健康調査」甲状腺検査一次検査者資格認定要項

令和7年4月1日

一般社団法人福島県医師会

第1. 目 的

この要項は、福島県が実施する「県民健康調査」甲状腺検査（以下単に「甲状腺検査」という。）一次検査（超音波検査）について、当該検査を行う医師又は技師（診療放射線技師、臨床検査技師、超音波検査士）の資格（以下単に「資格」という。）の認定証の交付について必要な事項を定める。

第2. 資格者

資格者は、資格認定試験を受け、資格判定委員会にて合格と判定された後、一般社団法人福島県医師会（以下単に「福島県医師会」という。）会長及び福島県「県民健康調査」甲状腺検査一次検査者資格認定等に関する委員会設置要項第2に定める福島県甲状腺検査支援合同委員会（以下「合同委員会」という。）委員長の連名の認定証の交付を受けた者とする。

なお、資格を受ける者は原則として福島県内の医療機関に従事する医師又は技師とする。

第3. 講習会・実技研修等

講習会、実技研修、甲状腺超音波検査更新講習会及び甲状腺超音波検査更新実技研修会、スキルアップ研修について、次の各号の内容を満たすものとする。

- (1) 講習会の内容を、甲状腺診断内科（超音波診断含む）、甲状腺診断外科（穿刺吸引細胞診、手術）、甲状腺診断治療（小児科）、甲状腺病理、細胞診断及び超音波の基礎並びに診断基準、放射線と甲状腺、福島県が実施する「県民健康調査」等とする。（1回の講習会につき、4講義程度。1講義は50分程度）
- (2) 実技研修については、基礎編及び応用編とし、それぞれ甲状腺及び周辺の解剖を熟知した正確な画像の描出及び必要十分な範囲の検索を行う実習とする。なお、実技研修（応用編）を受講するためには実技研修（基礎編）を受講済みでなければならない。
- (3) 甲状腺超音波検査更新講習会については、(1)の講習会の内容に加え、

甲状腺に関する最新の知見や県民健康調査に関する注意点等を含む講習とする。

- (4) 甲状腺超音波検査更新実技研修会については、甲状腺及び周辺の解剖を熟知した正確な画像の描出及び必要十分な範囲の検索を行う実習とする。
- (5) スキルアップ研修については、甲状腺及び周辺の解剖を熟知した正確な画像の描出及び必要十分な範囲の検索を行う実習とする。なお受講するためには(2)に定める実技研修(基礎編)及び実技研修(応用編)を受講済みでなければならない。

第4. 資格認定試験

資格認定試験は、筆記試験及び実技試験とし、筆記試験の問題は、試験問題作成委員会が作成する。

- 2 資格認定試験は、第3(1)に定める講習会及び資格判定委員会がこれと同等のものとして認めた学会の講習会等を合わせて3回以上受講し、かつ第3(2)に定める実技研修のうち基礎編及び応用編をそれぞれ1回以上受講した者でなければ、受験することができない。

なお、受験資格の取得には、原則として、最初に受講した講習会又は実技研修の受講年度末から2年間以内に、必要な回数の講習会及び実技研修を受講すること。期間内に必要な回数を受講できなかった場合は、期間を経過した年度の受講履歴は失効する。

- 3 第1項の筆記試験及び実技試験の所要時間は次のとおりとする。

- (1) 筆記試験1時間程度
- (2) 実技試験10分間程度

- 4 筆記試験は、甲状腺の診断と治療、放射線と甲状腺、甲状腺超音波検査等及び福島県が実施する「県民健康調査」に関する内容とする。
- 5 実技試験内容は、模擬被検者に対して甲状腺超音波検査(静止画及び動画の保存、甲状腺計測、嚢胞結節の検索、検査レポートの作成など)を行う。
- 6 資格認定試験での受験資格を有する期間は、原則として、受験資格を取得した年の年度末から2年間とする。なお、受験資格が失効した場合、第4.2に定める通り、再度、必要な回数の講習会及び実技研修を受講すれば、再び受験資格を得ることができる。
- 7 福島県「県民健康調査」甲状腺検査一次検査者資格が認定されるためには、受験資格を有する期間内に、筆記試験・実技試験それぞれに1回ずつ合格する必要がある。

第 5. 認定証の交付

福島県医師会及び合同委員会は、資格認定試験の筆記試験及び実技試験のどちらも合格した者に対して、福島県医師会長及び合同委員会委員長の連名の認定証を交付する。

第 6. 資格の有効期間とその更新

資格認定の日から 2 年を満了とした年度末日又は認定の更新日から起算して 2 年間とする。ただし、資格判定委員会により猶予期間が認められる場合は、この限りでない。なお、猶予希望者は文書をもって資格判定委員会に申し出るものとする。

2 福島県医師会及び合同委員会は、認定期間内に、以下のア、イのいずれか並びにウ、エ、オのいずれかを満たした（ウないしエないしオを満たさない場合は、キを満たした）者に対して、第 5 にあるように福島県医師会長及び合同委員会委員長の連名の認定証を交付する。

ア 第 3（1）の講習会ないし、第 3（3）の甲状腺超音波検査更新講習会を 1 回以上受講していること。

イ 甲状腺に関する内容を扱うもののうち、次のいずれかを 2 回以上受講していること。

1）日本医師会生涯教育制度講習会として承認されたもの

2）甲状腺関連研究会（福島県医師会指定のもの）

3）日本甲状腺学会、日本超音波医学会、日本超音波検査学会・日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会、日本小児内分泌学会又は日本乳腺甲状腺超音波医学会の総会、教育セミナー又は講習会

ウ 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターが学校等で実施する集団検査または公共施設で実施する集団検査に参加し、甲状腺検査一次検査を行った実績が延べ 2 回以上あること。

エ 自院での甲状腺検査一次検査を自身が行った実績が延べ 70 例以上あること。ただし、非常勤医師については、当該医療機関で自ら行った検査の数を実績に加えることができるものとする。

オ ウの実績 1 回につき 30 例として、エの自院での自身の実績と合わせて延べ 70 例以上あること。

カ エ及びオに定める実績には、自院の甲状腺検査一次検査（超音波検査）を統括し、検査の結果について責任を有する立場にある医師（非常勤医師

を含む。)が検査者2の欄に署名した数を含めるものとする。

キ 第3(4)の甲状腺超音波検査更新実技研修会を少なくとも1回受講していること。

第7. 認定証の失効

次のいずれかを満たす場合、認定証が失効する。

- (1) 第6第1項に定める期間内に更新を行わない場合
- (2) 本人の申し出により資格を辞退する場合
- (3) 甲状腺検査一次検査に関して不適格な行為を行い、福島県医師会長及び合同委員会委員長が当該者の認定を取り消すと判断した場合

第8. 資格再認定

資格認定者が、第7(1)(2)により資格を失効した後、再度、資格認定の申し出を行った場合は、認定期間失効後2年以内に資格再認定のための手技確認(更新実技研修会1回)及び更新講習会1回を受講することで再認定とし、資格再認定の日から2年を満了とした年度末日まで資格認定者とする。

第9. 細 則

この要項に定めのない事項については、福島県医師会と合同委員会が協議のうえ、細則を定める。

- 2 第3、第4の事務については、外部に委託できるものとする。

附 則

- 1 この改正要項は、令和元年12月1日から適用する。
(令和元年11月27日常任理事会決定)
- 1 この改正要項は、令和3年4月1日から適用する。
(令和3年3月24日常任理事会決定)
- 1 この改正要項は、令和4年4月1日から適用する。
(令和4年3月23日常任理事会決定)
- 1 この改正要項は、令和5年8月23日から適用する。
(令和5年8月23日常任理事会決定)

- 1 この改正要項は、令和7年4月1日から適用する。
(令和7年3月26日常任理事会決定)